

## オーストラリアに輸出するウイスキー等の貯蔵年数に関する証明について

オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」といいます。）では、同国の関税法（Customs Act 1901）により、輸入するウイスキー、ブランデー及びラム（以下「ウイスキー等」といいます。）については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることが通関の要件とされており、通関に当たっては、当該要件について、オーストラリア税関の告示のリストに掲げられている原産国の政府が承認した機関が発行した証明書を添付することが求められています。

我が国においては、ウイスキー等の貯蔵年数の証明は、当該ウイスキー等の製造場を所轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。）が行うこととしています。

### 1 オーストラリアが求める証明事項

オーストラリアへ輸出するウイスキー等については、木製の樽で最低 2 年間熟成されていることの証明が必要になります。

### 2 国税局で証明する事項

国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）では、酒類業者からオーストラリアへ輸出するウイスキー等に関して申請があった場合に、上記 1 の事項について証明書の発行を行います。

### 3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、ウイスキー等の貯蔵年数が確認できる帳簿の写し等を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書」、「オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書」及び上記の添付書類を製造場の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

※ 令和 3 年 4 月 1 日から、証明書の発行機関を、税務署から国税局酒税課に変更しました。

なお、証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更するほか、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

また、令和 5 年 6 月 1 日から、証明者の署名については直筆によるサインに代え、電子署名による場合があります。

### 4 手数料及び納付方法

申請 1 件当たり 870 円の手数料が必要となります。

証明書の発行を申請しようとする方は、「オーストラリアに輸出するウイスキー等

に関する貯蔵年数証明申請書」に収入印紙を貼付し、製造場の所在地を所轄する国税局酒税課へ申請してください。なお、収入印紙には絶対に消印しないでください。消印したものは無効となります。

一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合は、電子納付を行うことができます。一元的証明書発給システムを利用した申請を行う場合であって、収入印紙による納付を行うときは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別添様式1（手数料納付様式）に貼付して製造場の所在地を所轄する国税局酒税課へ提出してください。

## 5 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。なお、手数料の納付が確認されるまでは申請は完了せず、審査は行いませんのでご注意ください。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に対応したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

おって、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おきます。